

『医療法』

目次

序論

1 医療法とは	2
2 医療法の性格	2
3 医療法の特徴	2
4 沿革	3
5 注記	5
(1) 条文の見出し	5
(2) 判例・通達の引用	5
(3) 執筆方針	5

第1章 総則

第1条【目的】	8
1 総説	8
2 医療の定義	9
3 医療提供施設	9
4 医療法の法的性格	10
5 健康保険に関する判例	10
第1条の2【医療の理念】	10
1 総説	11
2 医療の担い手	11
3 国民の健康保持増進努力	11
4 「医療を受ける者の意向を十分に尊重し」	11

5 医療提供施設	12
6 居宅等	12
7 福祉サービス	12
第1条の3【国・地方自治体の責務】	13
第1条の4【医療関係者の責務】	13
1 総説	14
2 インフォームド・コンセント	14
3 保健医療サービス	15
4 福祉サービス	15
第1条の5【病院・診療所】	15
1 総説	16
2 公衆・特定多数人	16
3 科学的でかつ適正な診療	16
4 応招義務	16
5 児童福祉施設等	16
第1条の6【介護老人保健施設・介護医療院】	17
1 総説	17
2 介護老人保健施設	18
3 介護医療院	18
第2条【助産所】	18
1 総説	19
2 公衆・特定多数人	19
第3条【病院・診療所・助産所の名称使用制限】	19
1 総説	20
2 疾病の治療をなす場所	20
3 罰則	20
第4条【地域医療支援病院】	20
1 総説	21

目 次

2	厚生労働大臣の定める者の開設する病院	22
3	厚生労働省令で定める数以上の患者	22
4	罰 則	22
第4条の2【特定機能病院】		22
1	総 説	23
2	厚生労働省令で定める診療科名	24
3	厚生労働省令で定める数以上の患者	24
4	社会保障審議会	24
5	罰 則	24
第4条の3【臨床研究中核病院】		24
1	総 説	25
2	特定臨床研究	26
3	厚生労働省令で定める数以上の患者	26
4	罰 則	26
第5条【往診のみによって診療に従事する医師等】		26
1	総 説	27
2	巡回診療	27
3	罰 則	28
第5条の2【医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度】		28
1	総 説	29
2	厚生労働省で定める区域・厚生労働省令で定める経験	29
3	偽 り	29
4	政 令	29
第6条【国の開設する病院等の特例】		29
1	総 説	30
2	みなし規定	30
3	政 令	30

第2章 医療に関する選択の支援等

第1節 医療に関する情報の提供等	32
第6条の2【国・医療提供施設・国民の責務】	32
1 総説	32
2 努力義務	33
第6条の3【報告・閲覧】	33
1 総説	34
2 厚生労働省令の定め	34
3 通知	34
4 命令・制裁	35
5 適用除外	35
第6条の4【入退院時の計画書の交付・説明】	35
1 総説	36
2 厚生労働省令の定め	36
3 入院診療計画書・退院療養計画書	37
4 罰則	37
【書式1】入院診療計画書	38
【書式2】退院療養計画書	38
第6条の4の2【助産方針書の交付・説明】	40
1 総説	40
2 規則	41
3 罰則	41
第2節 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告	41
第6条の5【医療広告の制限】	41
1 総説	43
2 広告の内容・方法	44

目次

3	広告可能事項の限定解除の要件	44
4	厚生労働大臣が定める広告可能事項	44
5	ガイドライン	45
6	診療科名と病院名	45
7	健康相談所	46
8	診療に関する学識経験者の団体	46
9	罰則	46
第6条の6【診療科名】		46
1	総説	47
2	政令で定める診療科名	47
3	診療科名の具体例	47
4	麻酔科	48
5	罰則	48
第6条の7【助産広告の制限】		48
1	総説	50
2	広告の内容・方法	50
3	広告可能事項の限定解除の要件	50
4	厚生労働大臣が定める広告可能事項	50
5	ガイドライン	51
6	罰則	51
第6条の8【立入検査等】		51
1	総説	52
2	身分証明書	52
3	犯罪捜査の目的	52
4	罰則	53
【書式3】 身分証明書（別記様式第2）		54

第3章 医療の安全の確保

第1節 医療の安全の確保のための措置	58
第6条の9【国等の責務】	58
第6条の10【医療事故の報告】	58
1 総説	59
2 医療事故	59
3 報告の方法	60
4 報告事項	60
5 体制の確保	60
6 遺族	60
7 説明事項	61
第6条の11【医療事故調査】	61
1 総説	62
2 医療事故調査の手法	62
3 医療事故調査等支援団体	62
4 調査報告書の記載事項	62
5 調査報告にあたっての説明事項	62
6 医療事故調査等支援団体による協議会の組織	62
第6条の12【医療安全確保の措置】	62
1 総説	63
2 厚生労働省令の定め	63
第6条の13【医療安全支援センター】	63
1 総説	64
2 業務委託	64
3 罰則	64
第6条の14【国の援助】	65

第2節 医療事故調査・支援センター	65
第6条の15【医療事故調査・支援センターの指定】	65
1 総説	66
2 一般社団法人日本医療安全調査機構	66
第6条の16【医療事故調査・支援センターの業務】	66
第6条の17【センター調査】	67
1 総説	68
2 職権調査	68
3 裁判例	68
第6条の18【業務規程】	68
1 総説	69
2 業務規程の記載事項	69
3 業務規程の認可の申請	69
第6条の19【事業計画報告書・収支予算決算書】	69
1 総説	70
2 事業計画書・収支予算書	70
3 事業報告書・収支決算書	70
第6条の20【業務の休廃止】	70
1 総説	70
2 業務の休廃止の許可の申請	70
3 罰則	71
第6条の21【守秘義務】	71
1 総説	71
2 罰則	71
第6条の22【業務委託】	71
1 総説	72
2 罰則	72
第6条の23【帳簿】	72

1 総説	72
2 保存期間	72
3 記載事項	73
4 罰則	73
第6条の24【立入検査】	73
1 総説	73
2 帳簿書類	74
3 犯罪捜査の目的	74
4 罰則	74
第6条の25【監督命令】	74
第6条の26【指定取消し】	75
第6条の27【省令への委任】	75

第4章 病院、診療所及び助産所

第1節 開設等	78
第7条【開設許可】	78
1 総説	81
2 開設許可の申請	82
3 不許可の処分	82
4 営利目的	82
5 本条の法的効果	82
6 住民の利益	83
7 他施設開設者の利益	84
8 適用除外	84
9 罰則	84
第7条の2【許可の制限——基準病床数】	84
1 総説	87

目 次

2 病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等	88
3 罰 則	88
第7条の3【許可の制限——構想区域】	88
1 総 説	89
2 都道府県知事が提出を求める書面に記載する内容	90
3 厚生労働省令で定めるとき	90
第8条【診療所・助産所開設の届出】	90
1 総 説	90
2 診療所開設の届出事項	90
3 診療所の移転	90
4 助産所開設の届出事項	91
5 届出事項の変更	91
6 自 宅	91
7 不正競争	91
8 罰 則	92
第8条の2【病院等の休止】	92
1 総 説	92
2 罰 則	92
第9条【病院等の廃止・開設者の死亡等の届出】	93
1 総 説	93
2 罰 則	93
第2節 管 理	93
第10条【病院等の管理者】	93
1 総 説	94
2 管理者	94
3 管理権の範囲	94
4 「主として」	95
5 厚生労働省令で定める病院	95

6 厚生労働省令で定める場合	95
7 罰則	95
第10条の2【特定機能病院の管理者】	95
1 総説	96
2 特定機能病院の管理者の資質等に関する基準	96
3 特定機能病院の管理者を選考するための合議体	96
4 適用除外	96
第11条【助産所の管理者】	97
1 総説	97
2 管理者	97
3 罰則	97
第12条【開設者自身の管理・管理者の専任】	97
1 総説	98
2 開設者自身の管理免除の許可の申請	98
3 管理者兼任の許可の申請	98
4 管理者の変更命令	98
5 罰則	99
第12条の2【地域医療支援病院の業務報告書】	99
1 総説	99
2 記載事項	99
3 提出期限	99
4 公表	99
5 国の開設する病院等に適用する場合の読替え規定	100
第12条の3【特定機能病院の業務報告書】	100
1 総説	100
2 記載事項	100
3 提出期限	100
4 送付	100

目次

5 公表	101
6 国の開設する病院等に適用する場合の読替え規定	101
7 厚生労働大臣の権限の委任	101
第12条の4【臨床研究中核病院の業務報告書】	101
1 総説	101
2 記載事項	102
3 提出期限	102
4 送付	102
5 公表	102
6 国の開設する病院等に適用する場合の読替え規定	102
第13条【有床診療所の体制・病院等との連携】	102
第14条【助産所の入所者数】	103
1 総説	103
2 罰則	103
第14条の2【院内掲示】	104
1 総説	104
2 病院・診療所の院内掲示	104
3 助産所の所内掲示	105
4 適用除外	105
5 罰則	105
第15条【管理者の監督義務・エックス線装置届出義務】	106
1 総説	106
2 その他の従業者	106
3 エックス線装置の届出等	106
4 代理監督者の責任	107
5 罰則	107
第15条の2【検体検査業務】	107
1 総説	108

2 検体検査の業務の適正な実施に必要な基準	108
第15条の3【業務の委託】	108
1 総説	109
2 厚生労働省令で定める場所	109
3 検体検査の業務の適正な実施に必要な基準	109
4 診療等に著しい影響を与える業務	109
5 業務を適正に行う能力のある者の基準	109
第16条【医師の宿直】	109
1 総説	110
2 医師の宿直義務の例外	110
3 医師の宿直に係る経過措置	110
4 罰則	111
第16条の2【地域医療支援病院の事務】	111
1 総説	112
2 地域医療支援病院の管理者の行うべき事項	112
3 地域医療支援病院に医師以外で諸記録の閲覧を請求できる者	112
4 地域医療支援病院が閲覧に供する諸記録	112
5 その他厚生労働省令で定める事項	112
6 承認の取消し	112
第16条の3【特定機能病院の事務】	113
1 総説	114
2 特定機能病院の管理者の行うべき事項	114
3 特定機能病院における安全管理等の体制および事故等報告書の 作成	114
4 特定機能病院に医師以外で諸記録の閲覧を請求できる者	114
5 特定機能病院が閲覧に供する諸記録	114
6 特定機能病院の管理・運営に関する重要な事項等	114
7 承認の取消し	114

第16条の4【臨床研究中核病院の事務】	115
1 総説	115
2 臨床研究中核病院の管理者の行うべき事項	115
3 その他厚生労働省令で定める事項	115
第17条【省令への委任】	116
1 総説	116
2 厚生労働省令	116
第18条【専属薬剤師の配置】	116
1 総説	117
2 専属薬剤師の配置基準	117
3 専属薬剤師配置免除の許可の申請	117
4 疑義照会回答	117
5 国の開設する病院等に本条ただし書を適用する場合の読替え	117
6 罰則	118
第19条【嘱託医師の定め等】	118
1 総説	118
2 助産所の嘱託医師	118
3 妊婦等	119
4 出張助産師の妊婦等の異常に対応する医療機関の確保	119
5 罰則	119
第19条の2【特定機能病院開設者の講ずべき措置】	119
1 総説	120
2 厚生労働省令	120
第20条【清潔の保持・構造設備の安全】	120
1 総説	120
2 施設の使用制限命令等	120
3 緑膿菌感染	120
4 罰則	121

第21条【病院の人員・施設・記録】	121
1 総説	123
2 病院の医師・歯科医師の標準	123
3 病院の施設・記録	123
4 療養病床を有する診療所の医師・歯科医師	123
5 療養病床を有する診療所の施設	123
6 厚生労働省令で定める基準	123
7 施設の使用制限命令等	124
8 医師定数基準を下回る場合の解雇の効力	124
9 罰則	124
第22条【地域医療支援病院の施設・記録】	124
1 総説	125
2 厚生労働省令の定めるところ	125
3 その他厚生労働省令で定める施設	125
4 施設の使用制限命令等	125
5 罰則	125
第22条の2【特定機能病院の人員・施設・記録】	125
1 総説	126
2 従業者の員数	126
3 施設・記録	126
4 その他厚生労働省令で定める施設	126
5 構造設備の修繕・改築命令	126
6 罰則	127
第22条の3【臨床研究中核病院の人員・施設・記録】	127
1 総説	127
2 人員	127
3 施設・記録	127
4 その他厚生労働省令で定める施設	128

5 罰則	128
第23条【省令・政令への委任】	128
1 総説	128
2 病院・診療所の構造設備基準	128
3 助産所の構造設備基準	129
4 罰則	129
5 施設の使用制限命令等	129
6 国の開設する病院等についての特例	129
第3節 監督	129
第23条の2【都道府県知事の人員増員・業務停止命令】	129
1 総説	130
2 適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合	130
3 弁明の機会の付与	130
4 国の開設する病院等に適用する場合の読替え	130
5 罰則	130
第24条【施設の使用制限命令等】	130
1 総説	131
2 弁明の機会の付与	131
3 国の開設する病院等に適用する場合の読替え	131
4 開設許可の取消し等	131
5 罰則	132
第24条の2【改善措置命令】	132
1 総説	132
2 弁明の機会の付与	132
3 国の開設する病院等に適用する場合の読替え	132
4 開設許可の取消し等	133
5 罰則	133

第25条【立入検査等】	133
1 総説	134
2 国の開設する病院等に適用する場合の読替え	134
3 刑事施設等の立入検査	134
4 権限の委任	134
5 身分証明書	135
6 知事の国家賠償責任	135
7 罰則	136
【書式4】身分証明書（別記様式第3）	137
第25条の2【診療所・助産所に関する通知】	139
1 総説	139
2 厚生労働省令	139
3 国の開設する病院等に対する適用除外	139
第26条【医療監視員】	139
1 総説	140
2 本法25条と26条の関係	140
3 医療監視員の資格	140
4 医療監視員の指導	140
5 権限の委任	141
第27条【使用許可証の交付】	141
1 総説	141
2 構造設備の変更	141
3 検査の期限	142
4 執行停止	142
5 罰則	143
第27条の2【都道府県知事の病院・診療所に対する勧告・措置命令・公表】	143
第28条【都道府県知事の病院等に対する管理者変更命令】	144

目 次

1 総 説	144
2 医事に関する不正行為	145
3 処分の手続	145
4 国の開設する病院等に適用する場合の読替え	145
5 開設許可の取消し等	145
6 罰 則	145
第29条【開設許可の取消し等】	145
1 総 説	148
2 正当な理由	148
3 医事に関する不正行為	149
4 処分の手続	149
5 国の開設する病院等	150
6 罰 則	150
第29条の2【厚生労働大臣の都道府県知事に対する指示権】	150
第30条【緊急時における処分後の弁明の機会の付与】	150
1 総 説	151
2 国の開設する病院等の適用除外	151
第4節 雑 則	151
第30条の2【政令への委任】	151
1 総 説	152
2 政 令	152

第5章 医療提供体制の確保

第1節 基本方針	154
第30条の3【制定・公表】	155
1 総 説	155
2 医療提供体制の確保に関する基本方針	155

第30条の3の2【厚生労働大臣による情報提供の求め】	155
1 総説	156
2 厚生労働省令	156
第2節 医療計画	156
第30条の4【医療計画の作成】	156
1 総説	162
2 地域医療構想	162
3 医療連携体制	163
4 構想区域	163
5 医療圏	163
6 厚生労働省令	163
7 政令	164
8 告示等	164
9 令和3年改正	164
第30条の5【情報提供の求め】	164
第30条の6【医療計画の変更】	165
1 総説	166
2 特定事項	166
第30条の7【医療提供施設の協力】	166
第30条の8【厚生労働大臣の助言】	167
第30条の9【費用補助】	168
第30条の10【医療計画達成の推進措置】	168
第30条の11【都道府県知事の勧告】	169
1 総説	169
2 付近住民の原告適格	169
3 病院開設中止の勧告と抗告訴訟の対象	170
4 勧告が取り消されるべきであるとされた事例	171
5 国の開設する病院等の適用除外	171

第30条の12【開設許可規定の読替え】	172
1 総説	172
2 適用除外	173
第3節 地域における病床の機能の分化及び連携の推進	173
第30条の13【病床機能報告】	173
1 総説	174
2 病床の機能の区分	175
3 厚生労働省令の定め	175
4 適用除外	175
5 地域医療支援病院の承認取消し	175
6 特定機能病院の承認取消し	175
7 罰則	175
第30条の14【協議の場】	176
1 総説	176
2 適用除外	177
第30条の15【基準日病床機能と基準日後病床機能が異なる場合】	177
1 総説	178
2 厚生労働省令の定め	179
3 適用除外	179
4 罰則	179
第30条の16【将来の病床数の必要量に達していないものに係る措置の指示】	179
1 総説	180
2 厚生労働省令の定め	180
3 適用除外	180
第30条の17【勧告】	180
第30条の18【公表】	181

第4節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保	182
第30条の18の2【外来機能報告対象病院等】	182
1 総説	183
2 厚生労働省令	183
3 地域医療支援病院の承認取消し	183
4 特定機能病院の承認取消し	183
5 罰則	183
第30条の18の3【無床診療所】	184
1 総説	184
2 厚生労働省令	184
第30条の18の4【協議】	185
第5節 医療従事者の確保等に関する施策等	187
第30条の19【勤務環境の改善等】	187
第30条の20【指針】	187
1 総説	187
2 指針	188
第30条の21【勤務環境の改善の促進】	188
1 総説	189
2 勤務環境の改善促進事務を委託できる者	189
3 罰則	189
第30条の22【国の協力】	189
第30条の23【地域医療対策協議会】	190
1 総説	191
2 厚生労働省令	191
3 文部科学省令・厚生労働省令で定める取組みに関する事項	192
4 医師法の規定により地域医療対策協議会の権限に属させられた 事項	192
第30条の24【協力要請】	192

第30条の25【地域医療支援事務】	193
1 総説	194
2 職業紹介事業・労働者派遣事業	194
3 地域医療支援事務を委託できる者	195
4 罰則	195
第30条の26【国の協力】	195
第30条の27【協力義務】	195
第6節 公的医療機関	196
第31条【協力義務】	196
1 総説	196
2 公的医療機関	196
第32条及び第33条（削除）	197
第34条【公的医療機関の設置】	197
第35条【公的医療機関に対する命令・指示】	198
第36条から第38条まで（削除）	198

第6章 医療法人

第1節 通則	200
第39条【医療法人の資格】	200
第40条【名称の独占】	200
1 総説	201
2 名称強制	201
3 罰則	201
第40条の2【責務】	201
第41条【資産】	202
1 総説	202
2 厚生労働省令	202

第42条【業務範囲】	202
1 総説	203
2 本法39条1項に規定する診療所以外の診療所	203
3 職員・設備・運営方法	204
4 社会福祉事業	204
第42条の2【社会医療法人】	204
1 総説	206
2 認定の申請	206
3 厚生労働大臣が定める業務	206
4 特殊の関係がある者	207
5 厚生労働省令で定める基準	207
6 厚生労働大臣が定める基準	207
7 公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件	207
第42条の3【実施計画の認定を受けた医療法人】	207
1 総説	208
2 医療法人の責めに帰することができない事由	208
3 政令	208
4 実施計画	209
【書式5】実施計画（別記様式第1の2）	210
第43条【登記】	212
1 総説	212
2 政令	212
3 登記の届出	212
4 罰則	212
第2節 設立	213
第44条【設立認可の申請】	213
1 総説	214
2 添付書類	214

目 次

3 生前処分	214
4 残余財産の帰属すべき者となることができる者	215
5 出資持分のある医療法人	215
6 無効確認訴訟の被告	217
第45条【都道府県知事の認可】	218
1 総 説	218
2 都道府県医療審議会の意見	218
第46条【成 立】	219
1 総 説	219
2 政 令	219
3 罰 則	219
第 3 節 機 関	220
第 1 款 機関の設置	220
第46条の 2【社団・財団医療法人の各機関】	220
第 2 款 社員総会	220
第46条の 3【権 限】	220
第46条の 3 の 2【招 集】	221
1 総 説	222
2 社員の招集権限	222
第46条の 3 の 3【決 議】	222
1 総 説	223
2 特別の利害関係	223
3 議長の採決	223
第46条の 3 の 4【理事・監事の説明義務】	224
1 総 説	224
2 説明を拒否できる場合	224
第46条の 3 の 5【議 長】	225
第46条の 3 の 6【議事録】	225

1 総説	226
2 厚生労働省令	226
3 医療法人の社員総会に関する技術的読替え	226
4 罰則	226
第3款 評議員及び評議員会	227
第46条の4【評議員の資格】	227
1 総説	228
2 心身の故障	228
3 医事に関する法律	228
第46条の4の2【評議員会の権限】	228
第46条の4の3【招集】	229
第46条の4の4【決議】	230
1 総説	230
2 特別の利害関係	230
第46条の4の5【評議員会の諮問事項】	231
1 総説	231
2 重要な資産	231
第46条の4の6【評議員会の役員に対する監督権限】	232
第46条の4の7【議事録】	232
1 総説	232
2 厚生労働省令	232
3 罰則	233
第4款 役員の選任及び解任	233
第46条の5【選任】	234
1 総説	234
2 1人または2人の理事を置く場合の認可の申請	234
3 管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請	234
第46条の5の2【解任】	234

第46条の5の3【欠員】	235
第46条の5の4【一般法人法の準用】	236
第5款 理事	237
第46条の6【理事長の選出】	237
1 総説	238
2 医師・歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合の 許可の申請	238
第46条の6の2【理事長の権限】	238
1 総説	238
2 善意の第三者	238
第46条の6の3【理事の報告義務】	239
第46条の6の4【一般法人法の準用】	239
1 総説	240
2 技術的読替え	241
第6款 理事会	242
第46条の7【権限】	242
1 総説	242
2 重要な業務執行の決定	243
3 重要な資産	244
4 多額の借財	244
第46条の7の2【一般法人法の準用】	245
1 総説	246
2 厚生労働省令	248
3 技術的読替え	248
4 罰則	248
第7款 監事	249
第46条の8【職務】	249
1 総説	250

2 監事の調査の対象	250
第46条の8の2【理事会の出席・招集】	250
第46条の8の3【一般法人法の準用】	251
第8款 役員等の損害賠償責任	253
第47条【医療法人に対する賠償責任】	253
第47条の2【免除】	254
1 総説	255
2 厚生労働省令	258
3 技術的読替え	258
第48条【役員等の第三者に対する賠償責任】	258
第49条【役員等の連帯責任】	259
第49条の2【社団医療法人における責任追及の訴え】	260
1 総説	260
2 厚生労働省令	260
第49条の3【医療法人の役員等の解任の訴え】	261
1 総説	261
2 技術的読替え	261
第9款 補償契約及び役員のために締結される保険契約	261
第49条の4【準用】	261
1 総説	262
2 厚生労働省令	262
3 技術的読替え	262
第4節 計算	262
第50条【会計】	262
第50条の2【会計帳簿】	263
1 総説	263
2 作成	263
3 保存期間	263

第51条【事業報告書等】	264
1 総説	264
2 厚生労働省令で定める特殊の関係	265
3 厚生労働省令で定める書類	265
4 厚生労働省令で定める基準に該当する者	265
5 医療法人会計基準	265
6 監査	265
第51条の2【社員総会・評議員会の事業報告書等の承認】	265
1 総説	266
2 事業報告書等の提供方法	266
第51条の3【事業報告書等の公告】	266
1 総説	267
2 厚生労働省令で定める基準	267
3 公告方法	267
4 要旨の公告	267
5 罰則	267
第51条の4【書類の備置き・閲覧】	268
1 総説	269
2 書類の閲覧	269
3 罰則	269
第52条【事業報告書等の都道府県知事への届出】	269
1 総説	270
2 厚生労働省令	270
3 罰則	270
第53条【会計年度】	270
第54条【剰余金配当の禁止】	271
1 総説	271
2 MS法人	272

3 罰則	272
第5節 社会医療法人債	272
第54条の2【発行】	272
1 総説	273
2 医療機関債	273
3 特別法人債券	273
第54条の3【社会医療法人債の募集】	273
1 総説	275
2 記名式と無記名式との間の転換	275
3 社会医療法人債管理者の権限	276
4 厚生労働省令で定める事項	276
第54条の4【社会医療法人債原簿】	276
1 総説	277
2 社会医療法人債の種類	277
3 社会医療法人債原簿記載事項	277
第54条の5【社会医療法人債管理者】	278
1 総説	278
2 社会医療法人債管理者を設置することを要しない場合	278
3 罰則	278
第54条の5の2【社会医療法人債管理補助者】	279
1 総説	279
2 社会医療法人債管理補助者の資格	279
3 担保付社会医療法人債の場合	279
第54条の6【社会医療法人債権者集会】	280
第54条の7【会社法の準用】	280
1 総説	281
2 技術的読替え	281
第54条の8【担保付社債信託法の適用】	281

目次

1 総説	281
2 政令	281
第6節 定款及び寄附行為の変更	282
第54条の9【定款・寄附行為の変更】	282
1 総説	282
2 認可が不要な事項	283
3 判例	283
4 罰則	283
第7節 解散及び清算	284
第55条【解散】	284
1 総説	285
2 定款・寄附行為の定めた解散事由	285
3 目的とする業務の成功不能	285
4 債務超過	286
5 社員の欠亡	286
6 罰則	286
第56条【残余財産の帰属】	286
1 総説	286
2 帰属すべき者	287
3 払戻しの計算	287
第56条の2【みなし存続】	287
第56条の3【清算人】	288
第56条の4【裁判所による清算人の選任】	288
第56条の5【清算人の解任】	288
第56条の6【清算中に就職した清算人】	289
第56条の7【清算人の職務】	289
第56条の8【公告】	290
1 総説	290

2 除斥	290
3 罰則	290
第56条の9【催告期間経過後の申出】	291
第56条の10【破産手続への移行】	291
1 総説	291
2 罰則	292
第56条の11【結了の届出】	292
第56条の12【裁判所の監督】	292
第56条の13【管轄】	293
第56条の14【清算人の選任の裁判】	293
第56条の15【清算人の報酬】	294
第56条の16【検査役】	294
第8節 合併及び分割	295
第1款 合併	295
第1目 通則	295
第57条【合併契約】	295
第2目 吸収合併	295
第58条【契約事項】	295
1 総説	296
2 契約事項	296
第58条の2【同意と認可】	296
1 総説	297
2 吸収合併の認可の申請	297
3 都道府県医療審議会	297
第58条の3【財産目録・貸借対照表の閲覧等】	297
1 総説	298
2 閲覧の方法	298
3 罰則	298

第58条の4【公告・債権者の異議】	298
1 総説	299
2 異議	299
3 罰則	299
第58条の5【権利義務の承継】	299
第58条の6【効力の発生】	300
1 総説	300
2 政令	300
第3目 新設合併	301
第59条【契約事項】	301
1 総説	301
2 契約事項	301
第59条の2【吸収合併の規定の準用】	302
1 総説	302
2 本法規則の準用	302
3 罰則	302
第59条の3【権利義務の承継】	303
第59条の4【効力の発生】	303
1 総説	303
2 政令	304
第59条の5【適用除外】	304
第2款 分割	304
第1目 吸収分割	304
第60条【吸収分割契約】	304
1 総説	305
2 分割をすることができない医療法人	305
第60条の2【契約事項】	305
1 総説	306

2 契約事項	306
第60条の3【同意と認可】	306
1 総説	307
2 吸収分割の認可の申請	307
3 都道府県医療審議会	307
第60条の4【財産目録・貸借対照表の閲覧等】	307
1 総説	308
2 閲覧の方法	308
3 罰則	308
第60条の5【公告・債権者の異議】	308
1 総説	309
2 異議	309
3 罰則	309
第60条の6【権利義務の承継】	309
1 総説	310
2 原則	310
3 例外	310
第60条の7【効力の発生】	311
1 総説	311
2 政令	311
第2目 新設分割	312
第61条【新設分割計画】	312
第61条の2【計画事項】	312
1 総説	313
2 計画事項	313
第61条の3【吸収分割の規定の準用】	313
1 総説	314
2 本法規則の準用	314

3 罰則	314
第61条の4【権利義務の承継】	314
1 総説	315
2 原則	315
3 例外	315
第61条の5【効力の発生】	316
1 総説	316
2 政令	316
第61条の6【適用除外】	316
第3目 雑則	317
第62条【会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律等の準用】	317
1 総説	318
2 医療法人の分割に関する技術的読替え	318
第62条の2【民法の準用】	318
第3款 雑則	319
第62条の3【政令への委任】	319
第9節 監督	319
第63条【都道府県知事の立入検査等】	319
1 総説	320
2 罰則	320
第64条【都道府県知事の措置】	320
1 総説	321
2 罰則	321
第64条の2【社会医療法人の認定取消し・業務停止】	321
1 総説	322
2 罰則	322
第65条【医療法人の設立認可取消し①】	322
第66条【医療法人の設立認可取消し②】	322

第66条の2【厚生労働大臣の指示】	323
第66条の3【関係都道府県知事の意見】	323
第67条【弁明の機会の付与】	324
第68条【一般法人法・会社法の規定の準用】	325
1 総説	325
2 一般法人法78条	326
第69条【政令への委任】	326

第7章 地域医療連携推進法人

第1節 認定	328
第70条【医療連携推進認定】	328
1 総説	329
2 参加法人	329
3 地域医療連携推進法人の社員	330
4 医療連携推進方針	330
5 医療連携推進業務	330
第70条の2【医療連携推進認定の申請】	331
1 総説	332
2 医療連携推進認定の申請	332
3 医療連携推進認定の申請書	332
4 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたるとき	332
【書式6】 医療連携推進認定の申請書（別記様式第1の4）	333
第70条の3【医療連携推進認定の基準】	334
1 総説	337
2 特別の利益を与えてはならない一般社団法人の関係者	337
3 地域医療連携推進法人の社員	337

目次

4	参加法人の構成	338
5	社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者	338
6	地域医療連携推進法人の役員と特殊の関係がある者	338
7	医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な理事	338
8	地域医療連携推進法人に意見を求めなければならない事項	338
9	残余財産の帰属すべき者となることができる者等	338
10	公益認定を受けている場合の特例	338
	第70条の4【医療連携推進認定の欠格事由】	339
1	総説	340
2	保健医療または社会福祉に関する法律	340
	第70条の5【地域医療連携推進法人の名称独占】	340
1	総説	341
2	罰則	341
	第70条の6【公示】	341
1	総説	341
2	公示の方法	341
	第2節 業務等	342
	第70条の7【地域医療連携推進法人の責務】	342
	第70条の8【地域医療連携推進法人の業務の範囲】	342
1	総説	343
2	出資を行うことができる場合の要件	343
3	認定都道府県知事の確認	344
4	開設等にあたり認定都道府県知事の確認を受けなければならない施設または事業所	344
5	厚生労働省令で定める施設の設置	344
6	厚生労働省令で定める申請	344
	第70条の9【公益法人法の規定の準用】	344
1	総説	345

2 厚生労働省令	345
第70条の10【医療法人の資産の規定の準用】	345
1 総説	346
2 地域医療連携推進法人の資産	346
第70条の11【標章の掲示】	346
第70条の12【役員に関する規定の準用等】	347
第70条の13【評価の公表等】	347
第70条の14【計算の規定の準用】	348
1 総説	349
2 地域医療連携推進法人会計基準	349
3 本法規則の医療法人の計算に関する規定の準用	349
4 罰則	349
第70条の15【解散・清算の規定の準用】	350
1 総説	350
2 解散の認可の申請	350
3 罰則	351
第70条の16【適用除外】	351
第3節 監督	352
第70条の17【定款に定めるべき事項】	352
1 総説	352
2 厚生労働省令で定めるもの	352
第70条の18【医療法人の定款変更の規定の準用】	353
1 総説	353
2 重要な事項	353
3 定款の変更の認可	354
4 認可の対象外の事項	354
5 罰則	354
第70条の19【代表理事の選定・解職】	354

目 次

1 総 説	354
2 代表理事の選定等の認可の申請	355
第70条の20【立入検査等の規定の準用】	355
1 総 説	355
2 身分証明書	355
3 罰 則	355
【書式7】 身分証明書（別記様式第5）	357
第70条の21【医療連携推進認定の取消し】	359
1 総 説	360
2 偽 り	360
3 公示の方法	360
4 公益認定を受けている場合の特例	360
第70条の22【公益法人の認定取消しに伴う贈与の規定の準用】	360
1 総 説	361
2 医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課	362
3 公益認定を受けている場合の特例	362
4 医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取 得財産残額	362
第70条の23【処分の指示・弁明の規定の準用】	362
第4節 雑 則	363
第71条【省令・政令への委任】	363

第8章 雑 則

第72条【都道府県医療審議会】	366
1 総 説	366
2 政 令	366
第73条【指定都市】	367

1 総説	368
2 指定都市の特例	368
3 本法規則	368
第74条【緊急時における厚生労働大臣の事務執行】	368
1 総説	369
2 権限の委任	369
第75条【権限の委任】	369
1 総説	369
2 厚生労働省令	369
第76条【命令の経過措置】	370

第9章 罰則

第77条【社会医療法人の役員の背任】	372
第78条【社会医療法人の代表社会医療法人債権者等の背任】	372
第79条【未遂罪】	373
第80条【虚偽文書行使等の罪】	373
1 総説	374
2 電磁的記録	374
第81条【社会医療法人の役員等の贈収賄】	375
第82条【社会医療法人債権者の権利の行使に関する贈収賄】	375
第83条【没収・追徴】	376
第84条【国外犯】	376
第85条【法人における罰則の適用】	377
第86条【秘密漏示罪】	377
第87条【6月以下の懲役等が科される罪】	378
第88条【30万円以下の罰金が科される罪】	378
1 総説	379

目次

2 忌 避	379
第89条【20万円以下の罰金が科される罪】	379
第90条【両罰規定】	380
第91条【社会医療法人債に関連する違反行為のうち100万円以下の過料 が科される違反】	381
1 総 説	382
2 過 料	383
第92条【30万円以下の過料が科される違反】	383
第93条【20万円以下の過料が科される違反】	383
1 総 説	385
2 身分犯	386
3 「その行為について刑を科すべきときは、この限りでない」	386
4 電子提供措置	386
5 忌 避	386
第94条【10万円以下の過料が科される違反】	386
・参考文献	387
・法令索引	389
・判例索引（年月日順）	394
・通知等索引（年月日順）	397
・用語索引	400